

# 日本と中国

## ⑩ 司法体制改革

中国共産党中央委員会は、来たる10月「4中全会」を開催し、周永康の処分や腐敗で「落馬」した中央委員らの補選のほか、「依法治国（法によって国を治める）」と銘打った「司法体制改革」を討議する。

司法体制改革は、昨年11月の「三中全会」で打ち出され、全面改革深化小組（習主席組長）が今年2月、6月と討議を重ねてきた。7月には最高人民法院も「人民法院第4次五年改革綱要」を発表している。この結果、既に以下の改革内容は明らかになっており、四中全会は、その上で更なる発表を行うのだろう。

明らかになった内容の第一は、地方の法院・検察院の予算・人事・庁舎管理の改革だ。これらをすべて省レベルの、しかも法院・検察院の所管にするという。

従来は、各市レベルの政府や共産党が地方法院・検察院の予算と人事を握っていたので、法院も検察院も市政府の違法行為に対して全く無力だった。この権限を市政府から取り上げて、地方政府にも司法の監督を及ぼす狙いだ。

第二は、裁判官・検察官の権限と責任を強化して、職務執行の独立性を高めることだ。

従来中国の法院や検察院では、普通の役所と同じく、組織の長が個々の案件を指導監督し、決済する仕

組みだったのを改めて、審理した者以外は案件に口出できないようにする、その分、裁判官・検察官の責任も強化する、そして勤務評定や人事考課は、共産党の人事部門と外部の学者らも交えた「委員会」に委ねるといふ。

併せて、裁判官・検察官のプロフェッショナル化のために、裁判官・検察官の処遇を一般公務員より高めて、一部は外部の学者・弁護士からも任官させるようにするといふ。

一見して、「西側流の三権分立」を想起させる微妙な内容を含むことが分かる。司法を市レベルの地方政府から切り離す改革はまだしも、裁判官・検察官の独立は、「共産党の指導」の原則との関係が微妙で、保守派が「共産党の指導の原則に反する」と異を唱えても不思議ではない。

それにも関わらず、習近平政権が改革を進めようとしているのは、「これまでの国家ガバナンスの仕組みでは、中国はもうやっていけない」という強い危機感を抱いているからだ。

25年前の天安門事件の後、中国は「政治体制改革」を封印してしまった。あれ

から中国の経済・社会は飛躍的な発展を遂げたのに、国のガバナンスの仕組みは旧態依然。法令は無数に作られたけれども、権力は法に則（のっと）って行使されてはいない。

その大きな原因は、共産党の「上から下へ」式の単線的な監督の仕組みが法律や制度に優先してきたことにある。下は都合の悪いことを上に報告しない。また、上が下の非行を知っても、目をかけている部下の行いならば「非を是とする」かもしれない・・・腐敗、国民の権利侵害、環境破壊など、いま中国を揺るがせている問題は、「チェックがふじゅうぶんな権力」のせいで深刻化したのである。

とくに、2年前まで共産党における司法・警察監督の最高責任者だった周永康が空前の腐敗に加えて、司法に介入して法を踏みこじっていたことは、「共産党の指導」の仕組みが破綻していることを、完膚なきまでに示した。

習近平政権は、この改革をまず上海他の数都市で実験して、その後全国に広める計画だ。実現できれば大きな前進だが、前途は遼遠だ。中国一の先進地域である上海で成功しても、それを全国に拡げていけるのか。

中国共産党はいま25年間の不作為を咎められている。「失われた年月」は、習近平の豪腕を以てしても、数年で取り戻せるものではないだろう。そのあいだ、司法が無力なせいで悪化する社会矛盾との「時間の競争」は続くのである。

（津上工作室 代表・津上俊哉）

## ガバナンスは現代化できるか